

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成24年度学校監査（定期監査）の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 副島 孝裕

- 1 監査の対象 大野原小中学校、轟小学校、大草野小学校
- 2 監査の実施日 平成25年1月23日、24日
- 3 監査の範囲 平成24年4月1日から12月31日までの予算執行状況及び備品等の管理状況
- 4 監査の方法 各監査対象校において、予算の執行状況については、事前に提出された資料に基づき内容説明を受けるとともに事情聴取及び質疑を行った。また、各種備品等の管理状況については、担当者の立ち会いのもと保管状況を確認した。
- 5 監査の結果
  - (1) 予算の執行状況  
各監査対象校とも特に予算の執行に遅滞はなく、適正に処理されているものと認めた。  
しかしながら、本市における予算の配分方式による限られた予算組みにより、樹木管理や備品の廃棄等に係る予算の計上ができず、切り詰めた予算からの流用による対応を余儀なくされているものがあつた。
  - (2) 営繕工事等の実施状況  
本年度における監査対象校の修繕工事は、なかつた。
  - (3) 学校施設及び備品、薬品等の管理状況  
各監査対象校ともにおおむね適正に管理されているものと評価した。  
しかし、大草野小学校においては、本年度購入した教科備品のトランシーバー1個が紛失していた。轟小学校においては、廃棄処分する給食台が教育員会の承認から、5箇月が経っているにもかかわらず、まだ処分されていなかつた。また、中庭にある人工芝が一部はげてめくれあがり事故を伴う恐れがあつた。

各監査対象校においては、耐用年数を過ぎ古くなった備品について、今後使用する予定がなくても廃棄処分されずに保管されているものが見受けられた。

学校施設に関しては、大草野小学校のグラウンドにある和式大便器の流れが悪く、使用するたびに水が溢れる状況であった。また、グラウンド脇の水路にそのグラウンドの土が流れ込み、下流の住民から苦情が寄せられていた。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次の6項のとおり意見を申し添える。

なお、監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

## 6 意見

各監査対象校ともに「生きる力」を育むために『確かな学力・豊かな人間性・健康な体』の3つをバランス良く身につけさせるよう、それぞれ熱意ある学校教育の推進に努められていた。

そのような中、予算措置状況も踏まえ、特に児童・生徒の安全管理に関わる事項については、各校とも十分な点検を実施し、引き続き必要な教育環境の維持、施設の安全管理を行う必要がある。

学校施設の管理については、轟小学校の人工芝、及び大草野小学校の和式大便器及び水路の問題について、早急に改善の措置を講ずる必要がある。

備品管理については、適正に管理されていたが、耐用年数を過ぎたものなどについては、適正に廃棄処分するなど整理に努められたい。

なお、轟小学校の給食台の廃棄処分については、早急に処理されたい。大草野小学校のトランシーバーの紛失についても、早急に対処されたい。

学校図書については、読書活動を積極的に進めていくため、蔵書の充実と図書室の環境整備を一層推進されたい。

薬品管理については、引き続き厳正な管理に努められたい。

教育委員会においては、備品管理について、台帳の様式や記載方法がそれぞれ旧町時代のままであったり、同一物品の取り扱いが学校により備品、又は消耗品と異なることなどが見受けられたため、統一した管理基準の設定と市内小中学校への指導を図られたい。

最後に、将来「歓声が聞こえる嬉野市」を担う心豊かでたくましい「嬉野っ子」を育成するため、嬉野市副読本「生きる力」等を活用し、総合的かつ効果的に諸施策を推進し、思考力、判断力、表現力など豊かな子どもたちの育成に尽力されたい。